（一社）日本特殊教育学会年次研究大会における研究発表に関する取扱い規定

１．研究発表の内容

日本特殊教育学会年次研究大会における研究発表に関する取扱い規定（以下、本規定）における「研究発表」には、各種の研究発表（口頭発表、ポスター発表）及び自主シンポジウムを含むものとする。

２．研究発表（口頭発表・ポスター発表）の成立条件

（１）筆頭発表者の条件

①各年度に定める期日において一般社団法人日本特殊教育学会正会員であること。

②学会年会費を完納済みであること。

③各年度の規定に従い、参加申込、発表論文集原稿投稿、大会参加費・研究発表費を期間内に完納済みであること。

④研究発表は筆頭発表者が行う。

⑤上記④に関して、筆頭発表者がやむを得ず欠席する場合は、大会準備委員会または大会運営事務局に連絡し、大会（準備）委員長の承認により正会員である連名発表者が代行して発表できるものとする。

⑥筆頭発表は各大会において１人１演題に限る。

⑦やむをえず、発表が困難な場合は、大会（準備）委員長の承認により取り下げることができる。

⑧発表の成立条件が満たされなかった場合は、発表取り消しとなる。

⑨発表取り下げ、発表取り消しの場合でも、大会参加費・研究発表費は返却しない。

⑩オンライン開催となる場合、配信資料の作成にあたっては以下のプレゼンテーションのガイドライン等を参考に、著作権やプライバシーについても配慮すること。

参考：電子情報通信学会著作権管理委員会【オンライン発表でのプレゼンテーションのガイドライン】

https://www.ieice.org/jpn_r/event/guideline_for_presentations_online.pdf

（２）連名発表者の条件

①臨時会員（非学会員）も可とする。

②複数演題での発表を可とする。

③各年度の規定に従い、参加申込、大会参加費を期間内に完納済みであること。

④大会会場での対面実施で、当日やむを得ず大会に参加できない場合でも、大会参加費を支払うこと。

⑤発表取り消し・連名取り消しの場合でも大会参加費は返却しない。

（３）海外在住外国人の発表条件

①筆頭発表者は、上記２.の（１）を満たすもののみ、発表を可とする。

②連名発表者は、上記２.の（２）を満たすものとする。

③発表原稿及び発表の際の使用言語は、日本語か英語とする。

④発表に通訳が必要な場合には、発表者が準備する。

（４）同一グループによる連続発表は３演題までとする。

（５）研究発表の認定

① 上記１.から２.の条件のとおり，年会費や大会参加費・研究発表費の支払いとともに、発表原稿の期日までの提出、発表原稿の倫理審査における承認をもって、発表のための前提要件をみなしたものとする。

② 大会会場での対面実施の場合には、発表原稿の発表論文集への掲載、大会準備委員会により定めら

れた場所・時間でのポスターあるいは口頭による発表、討論（質疑応答）への参加の確認をもって正式発表と認定する。

③ オンライン開催の場合には、発表原稿の発表論文集への掲載、動画配信資料の大会準備委員会への提出、配信期間内の配信終了をもって正式発表と認定する。

３．自主シンポジウムの成立条件

（１）登壇者の条件

① 自主シンポジウムの企画者は、上記２.の（１）の条件を満たすものと、発表原稿に企画者として記載のある者とする。

② 自主シンポジウムの登壇者（話題提供者、指定等論者等）は、上記２.の（１）～（３）のいずれかの条件を満たし、発表原稿に登壇者として記載のある者とする。

（２）自主シンポジウムの登壇回数

① 自主シンポジウムの企画は１人１企画とする。

② 研究発表の筆頭発表者を含めて、自主シンポジウムの企画者、司会者、話題提供者、指定等論者における登壇回数は、計３件までとする。

（３）自主シンポジウムの認定

上記２．の（５）に定められた条件に準ずる。

４．この取り扱い規定によりがたい事項は、大会終了後の理事会において審議する。

５．日本特殊教育学会大会における発表論文の情報公開基準

日本特殊教育学会大会における電子化された発表論文は、「特殊教育学研究」掲載論文の情報公開基準に倣い、他機関から情報提供の依頼があった場合には、原則的に公開する。

なお、当該論文の大会時の発表日ないしオンライン開催の配信期間終了時から６か月の間は公開しないものとする。

６．日本特殊教育学会大会における発表論文等の著作権

日本特殊教育学会大会において掲載される発表論文等は、「特殊教育学研究」掲載論文に倣い、著作権は一般社団法人日本特殊教育学会に帰属するものとする。

なお、著作者が複数の場合は、代表者が著作者全員の合意を得ることとし、問題が生じた場合は、代表者が責任をもって対応するものとする。

附則

１．本規定は、平成 28 年 2 月 6 日から発効する

２．本規定の改定は理事会の議決による。

３．平成 28 年 4 月 23 日一部改訂

４．令和 2 年 12 月 12 日一部改訂

５．令和 4 年 2 月 27 日一部改訂

６．令和 8 年 2 月 21日一部改訂